

第4回安城市障害者福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時	令和8年7月29日（水） 午前10時30分から11時52分まで	
場 所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委 員	神谷明文委員、平岩宏昭委員、飯島徳哲委員、壺井拓哉委員、池田真悟委員、松下昇委員、植村尚寿委員、石塚泰子委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、谷川祐司委員
	助 言 者	青木聖久助言者
欠 席 者	野々川信委員、新美萌子委員、蜂谷安希子委員（ボイコット）	

（事務局）

定刻となりましたので第4回安城市障害者福祉計画策定委員会を開催します。

本日の資料の確認です。事前にデータもしくは紙で送付しました資料は、次第、委員名簿、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2となります。お手元にご用意のない方は挙手でお知らせください。

次に、本日の会議はこれまで同様に公開実施とし、議事要旨についても後日、市公式ウェブサイトで公開をさせていただきますのであらかじめご了承ください。また、本会の議事録を作成するため、発言の際はマイクを使用し先に名前をおっしゃった後でご発言をお願いします。

本日は、野々川委員、新美委員から欠席の連絡をいただいています。ただいまの出席委員の人数は、安城市障害者福祉計画策定委員会規則第6条第2項に規定している委員の過半数に達しており、本委員会は成立することを報告します。

それでは、次第に沿って進めてまいります。まずは開催にあたり神谷委員長からご挨拶をお願いします。

1 あいさつ

（神谷委員長）

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。熊本で大地震があり、熊本には知人が複数おりますが、その中でも八代市で相当な被害があったそうです。その人には小さい子どもが3人いるのですが、私も社会福祉協議会で関わらせていただいていますのでとにかく障害のある人、高齢者、児童の避難がどうなっているのかがまず気になっています。今日の障害者福祉計画でそこまでは見込んでいませんが、いわゆる社会的弱者と言われる方、障害のある人、高齢者、児童の災害時の避難を第一に考えなければいけません。災害時は自分のことで精いっぱい、そこまで手が回りませ

んから、普段から考えておかなければいけません。また最近ではペットの避難についても考えなければいけません。特にひとり暮らしですとペットは家族ですから、一緒に避難したいというご要望が大変多くありますし、そういったことにも応じていく体制をとらなければならないということです。

本日はこの安城市障害者福祉計画策定委員会で、障害のある人の生活環境、生活支援、相談、療育、保健、雇用等の各方面にわたり、この計画の実施段階、状況を報告させていただくということです。関係者の皆さんに御足労いただいておりますので、ぜひご発言いただきまして実りあるものにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、次第2「委員の交代について」に移ります。

2 委員の交代について

(事務局)

所属機関の役員改選などにより、1名の委員が交代となりましたのでご紹介させていただきます。本日は欠席となりますが、安城市医師会会長の野々川信委員が岡本雅彦委員と交代されました。

それでは、ここからの会議の取り回しは神谷委員長にお願いいたします。

3 議題

(1) 報告事項

第5次安城市障害者計画の実施評価について

(神谷委員長)

それでは、報告事項「第5次安城市障害者計画の実施評価について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

〔資料1-1、1-2、1-3に基づき説明〕

(神谷委員長)

計画案のご説明でしたが、現在は計画の何年目ですか。

(事務局)

現行計画は6年計画で現在6年目ですので、5年間の実績が出てきております。

(神谷委員長)

まだもう1年あるということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(神谷委員長)

事務局からの説明についてご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。なければこれで終了とし、次にすすみます。

(2) 審議事項

次期安城市障害者福祉計画 計画案について

(神谷委員長)

ご承知のように、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つがあります。私も以前は、なぜ計画が3つもあるのか、一本化すればよいのに行政は一体どのような手続きをしているのだらうと思っていましたが、策定に関わってみますと、根拠となる法律が3つあるためやむを得ないと理解しました。これは地方自治体ではなく、国の制度設計によるものです。それでは、審議事項「次期安城市障害者福祉計画 計画案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

[資料2に基づき説明]

(神谷委員長)

今日はいわゆる総論で、総論は賛成、各論も大いに結構だと思います。具体的な施策は今後ということになろうかと思います。

成年後見制度について伺いたいのですが、国で大幅な改正を見込んでいるということを知っていますが、そのことについての連絡などがありますか。

(事務局)

成年後見制度の動きにつきまして、社会福祉協議会と情報交換を密にさせていただいているところです。愛知県からも法改正や市レベルで関連してくる部分については、説明会、研修等により情報をいただくようにしています。非常に規模の大きい改定ですので、周辺自治体や安城市社会福祉協議会と効果的な手法について情報交換を行いながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

(神谷委員長)

根本的な大改正であり、これまでの考え方が大きく覆るような内容でした。対応には今後、数年を要する見込みでしょうか。

(事務局)

今回の策定委員会というより、社会福祉協議会に委託する中核機関の機能の中で安城市のスタイルを高めて整備していくことになるかと思います。安城市としてはまだ具体的なビジョン、何年のスパンで何を決めていくかなども決めておりませんので、情報を集めながら決定していくことが多いと思います。その際、例えば豊田市や尾張方面の自治体ではかなり先進的にやっているという情報もいただいておりますので、参考にできる部分は参考にしつつ、安城市としてできる範囲もまだ研究が必要だと思っております。具体的には、中核機関との協議の中で進めていくものと考えております。

(神谷委員長)

さきほどもご説明がありましたが、障害者の親御さんは自分が亡きあと子どもがどうなるのだろうと心配で、後見人を頼んでおくことが1つの方策だろうと思います。障害者の親御さんにはなるべく後見制度を利用し、早く後見人をつけるように、ご自分が後見人になっても交代できますからとご説明差し上げているのですが、制度が大きく変わってしまうとなると、今おすすめしているものか非常に悩んでいます。まだ4、5年は変わらないでしょうか。

(事務局)

安城市では、成年後見制度関係の取組は地域福祉計画に記載させていただきます。そちらで進捗を見て、変更が必要かを検討していく形になろうかと思います。こちらは関連計画ということで、必要な権利擁護の部分には触れておりますので、できるところをリンクしていくことを考えています。

(神谷委員長)

行政として具体的な年数は明言しづらいと思いますが、現状で制度の利用を進めてよいものかについては、改正内容に不透明な部分も多く保留状態ですので、双方で十分に研究を進める必要があると認識しています。

他にご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。後ほど、ご了承いただけるかを採決させていただきます。

(小川委員)

共生のまち部会会長の小川です。3点質問します。

まず1点目、36 ページ「(2) 安城市自立支援協議会における評価・検証」に「当

「当事者視点」とありますが、これは「当事者」か「当事者を考えた視点」のどちらですか。意見として「当事者の声を踏まえた」というほうが良いのではないのでしょうか。

2点目、34ページ「(3) 安城市自立支援協議会を中心とした連携」の下3行について。「特に」とあるからいいのですが、自立支援協議会が障害福祉計画や障害児福祉計画の推進の方が大事だという感じがしてしまいます。

3点目、23ページ「①全体にかかる事項」の「親なき後」という表現の仕方をもう少し考えてもらえないかと思いました。実際、ほとんどのご家庭では親に介護してもらっていると思います。そもそも障害のある人が自分らしく生きられる世の中にしていこうといった時に、親に依存し続けなければならない状況も間違っているし、この表現だと親が亡くなるまで見るというように聞こえます。今後の計画への書かれ方として、当事者なので当事者からの意見に寄せていただくと、この「親なき後」の表現が変わっても良いかと思いました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず確認させていただきたいのですが、「当事者視点も踏まえた」との記載について、ここでは当事者そのものをいっているのか、当事者のことを考えた視点といっているのか、ということでしょうか。

(小川委員)

当事者の声であればより良いのかと思います。表現の仕方は何でも良いのですが、「当事者視点」というと、当事者視点を誰か当事者以外の人が考えることも含まれるのではと思います。

(事務局)

今「当事者視点」と書いてある部分が、当事者ご自身の目線であるのか、当事者を支える支援者など周りが当事者のことを考えての意見なのか、で変わってきてしまうので、例えば「当事者の声も踏まえた」というような文章のほうが適切なのではというご意見でよろしいでしょうか。

(小川委員)

はい。

(事務局)

「視点」という言葉を使わせていただいておりますが「当事者の声も踏まえた」というような表現で、当事者ご自身の声、視点という文章表現が適切かどうかを改めて検証させていただきたいと思います。

2点目が資料34ページの(3)の下3行について、「特に」としているところが、障害福祉計画、障害児福祉計画の推進がメインになっているように見えてしまうということ

でした。これは、自立支援協議会としては者計画も福祉計画も大事なのに、ここだけピックアップしてしまうと福祉計画メインの団体活動に思えてしまうといったイメージでしょうか。

（小川委員）

はい。「特に」と書いてあるのでそれ以外にもという考えであるとは思いますが、自立支援協議会を中心とした連携を図るという趣旨から、一部の計画だけでなく、この計画全体と連携を図る記述にするべきだと考えます。

（事務局）

ありがとうございます。確かに、障害者計画についても自立支援協議会に進捗の評価、ご説明を差し上げておりますので、ここの文章表現を、計画全体として連携をしていくような表現に改めさせていただきたいと思います。

3点目、23ページ「①全体にかかる事項」で、「親なき後への支援」についてです。親が前提になっていること、ご自身で支援を受けながら生活されている方もいらっしゃるということのご意見かと思えます。過去の計画からを含め、我々はこの「親なき後」という言葉を使ってきており、以前は「亡き」という表記であったものを、青木先生にもご助言いただき、ひらがなに変更させていただきました。小川委員のご意見としては、親なきではなくご自身ですでに生活を送っていらっしゃる人もいるということで、表現を改めてほしいというご意見でしたでしょうか。

（小川委員）

いいえ、少し違います。親に依存している、親がメイン介護者であるということが実際には多いと思いますが、本来はそうであってはいけません。選択肢のひとつにあるなら構わないのですが、親が最後までいなければいけないのかと思えます。そもそも「親なき後」と考えるよりは「親なき前」の対策であると思うし、もっと言うなら親に対する制度ではなく、親以外と生きる生き方を支援するべきで、表現が後ろ向きなのが気になっています。

（事務局）

ありがとうございます。親なき前、親以外の支援者、親がメインではないという視点もあるということですが、この表現について家族会の皆さんもいらっしゃいますし、皆さんもどのようにお考えかを我々もお伺いしながら考えさせていただきたいと思います。

（青木助言者）

とても貴重な意見ありがとうございます。新たに一步踏み込んだ表現を使うのはとても良い機会です。例えば「家族に依存しない社会的支援」や「家族依存にならない社会的支援」、あるいは「家族に頼らない社会的支援」などのような表現になさっても

良いのではと思いました。

（神谷委員長）

それは参考にしていただいてもと思いますが、ただ「親なき後への対策」は、親御さん自身が心配しているという趣旨もあります。確かに家族に頼らない障害者支援というのはその通りですが、親御さんが自分でずっと面倒を見たいという気持ちがあって、また自分がいなくなったらどうしようというご心配があるから、その心配をカバーしなければという想いでこの言葉があると思います。決して親のお世話を否定しているわけではなく、親御さん自身の心配をなんとかして差し上げましょうという意味もあるので、そこは考えていただきたいと思います。

（事務局）

大変勉強になります。ありがとうございます。

（小川委員）

意味合いはわかっています。ただ、この「親なき後」という言葉は結構いろいろなところで出てくるのですが、当事者側の話ではあまりないので気になったということです。成年後見の話でも、親御さんの心配を緩和するという意味もわかっていますので大丈夫です。

（事務局）

今のご意見を踏まえまして、この「親なき後への対策」という表現の仕方につきましては今一度、事務局でも考えていきたいと思いますので、検討させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

（神谷委員長）

他にご意見はありますか。

（稲垣委員）

29ページ、「障害者差別解消法」について。令和6年4月の法改正以降、合理的配慮の提供の義務化となってより強力になったと理解しています。企業や医療機関、学校や大きな店舗に関してはあまり問題ないと思いますが、個人店舗での対応はどこまで啓発、義務化できるのか。新しく作る場所に対してはある程度できると思いますが、既存の個人店舗などに関しては啓発活動、努力義務はどうしているのか、さまざまなタイプの障害者がいらっしゃると思いますし、市としてどのような形で推進しているのかお聞きしたいです。

もうひとつ、昨日熊本で大地震がありました。安城市においても被災時の避難計画が策定されていると思います。先ほどペットのこともありましたが、精神、身体、知的

や発達、様々な障害がある人たちは避難所に行くことが難しいと思います。避難所に行くのも限界があると、自宅での避難がメインになってくるのではないかと思いますのですが、それに対する支援策、対応策は考えられているのでしょうか。

（事務局）

まず、29ページの障害者差別解消法ですが、おっしゃるように令和6年度から法改正がありました。これまで努力義務だったところは民間事業者、義務だったところは行政機関でした。民間も含むように義務化されたのが令和6年度でございます。もちろん店舗の大小に関係なく、また営利、非営利も関係なく、団体活動をするものに関しては合理的配慮の提供義務の対象とされております。これに対する取り組みですが、全ての店舗を個別に巡回することは困難であるものの、事業者向けの全体的な周知は、県や国レベルの研修会等を通じて実施されていると認識しております。当課は福祉部局であるため、個々の商業店舗にまで直接周知を行き届かせることは難しいですが、関連部署を通じて情報が行き渡るよう、例えば商工課を通じて周知啓発のお願いを間接的にさせていただいているところでございます。広く周知という面では、差別解消に関する部分で、障害理解なども含めて過去に動画を作成しております。それを活用し、イベントや勉強会等で動画の放映や資料の配布など周知に努めているところです。ピンポイントに全ての店舗に行き渡るということまではできていないのが現状でございます。

避難所について、自宅での避難について何か具体的な支援策があるかということですが、こちらに関しては担当部局の方に詳細を確認しないと現状ではお答えが難しいです。自宅避難の方もいらっしゃいますし、避難所の方もいらっしゃいます。各々がどういった避難をしているかという避難計画、支援計画を作ったり、周知活動は社会福祉課が進めていると聞いておりますが、現状はその周知啓発となっていると思います。

（神谷委員長）

社会福祉協議会は福祉避難所を運営する立場でもあります。例えば電気や水、流通が止まった時には避難所、福祉避難所に来ていただいてそこで支援をすることを中心に考えています。災害時に自宅から出られない、自宅にいた方がいいという人が仮にいたとしますと、社協が担当するにしてもどれだけの人数がさけるかという問題になってきます。避難できない人がどのぐらいいるかということも、正直に言ってまだ把握できておりません。電気や水が止まった時に、水や食料を運んだりすることができかどうかについては未知数なところがあります。ご指摘の通りでございますので、そこは検討させていただきます。

（稲垣委員）

全てのところに障害者差別解消法の認知を行き渡らせるのは難しいということですが、私としてはそういったところに力を入れてもらい、認知してもらいたいというのが思

いです。やはりそういうことがないと進んでいきません。特に新しい店舗に関してはまだ対策がしやすいと思います。既存の店舗などが改造するのは難しいですが、新規で立ち上げて登録するときに一声かけて、冊子を渡すなどの施策をお願いしたいです。

（事務局）

ありがとうございます。

（神谷委員長）

他に、ご意見・ご質問はよろしいでしょうか。

（小川委員）

25ページ「計画の基本理念」で、「医学・理学的な機能回復」「人間としての尊厳を回復」は言葉上リハビリにあたるかと思いますが、「生きがいを持って社会参加する」のは、リハビリとは違うのではないかと思います。

（事務局）

リハビリテーションとくくっているところに「生きがいを持って社会参加する」がつながっているのが不適切ではないかというご指摘でした。広い意味合いもあるかと思いますが、確かに誤解を生みそうな並びになっているところが見受けられますので、一度修正検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

（神谷委員長）

他にご質問、ご意見がなければ、採決させていただきます。今、ご指摘いただきましたことを踏まえてそれを修正するという前提で、ご賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

〔「賛成」に挙手多数〕

（神谷委員長）

賛成ということで可決されました。

以上で議題が終了しました。

（事務局）

ご審議ありがとうございました。それでは、青木助言者より講評をいただきます。

（青木助言者）

本日はご議論ありがとうございました。私から4点、感想を述べさせていただきます。

1点目、本日法律のことが出たので沿革についてご説明いたします。2006年に国

連で障害者権利条約が成立しました。日本は翌年の2007年に署名をしましたが、国内法が整っていないということですから締結できなかったわけです。では何を国内法整備したのかというと、ひとつ目が「障害者差別解消法」です。これが2013年にできましたが、施行までなんと3年間もかかって2016年でした。障害者差別解消法の中には、「不当な差別」と今も議論されている「合理的配慮」の大きく2つのことがうたわれています。さきほどありましたように、2年前から民間機関も義務になったというところが特徴です。ただ、合理的配慮というのは、障害がある方から希望があってそれをそのまま「はい、わかりました」というのは合理的配慮ではありません。大事なことは、建設的対話という言葉をよく使われますが、両方で納得のいく折り合い点を探していくということです。そのため、「0か100か」ではないと思います。この合理的配慮をしっかりと踏まえ、「うちの規模、人員であればここまでだったらできます、しようと努力します」ということがとても大事になってきます。このような周知を今後、民間企業や個人も含めて対応していくと良いのではと思っています。国内法のふたつ目は「障害者雇用促進法」です。障害がある方がしっかり一般企業等で働ける。だから従来の福祉的就労ではないのです。ハローワーク等を通じて、例えば特例子会社、障害者雇用で一般就労するひとつの流れになってきている。それと冒頭に会長が言われましたように、障害者計画には3つの法律があります。障害がある方に対する法律の大木で言えば幹、これが何かというと「障害者基本法」です。でも人は理念だけでは生きていけないので、実際は数値を示さないとイケない。数値等を具体的に挙げるのは何かというと障害福祉計画の場合は「障害者総合支援法」、障害児福祉計画の場合は「児童福祉法」、このような形でそれぞれ3つの中で計画を策定するため、この3つを一緒にするというのがひとつの流れとしてあります。

2点目です。ではなぜ障害のある人を対象としたさまざまな計画が必要なのか。従来は福祉で言うと「生存レベル」で捉えられることが多かったのです。衣食住が足りているなら良いじゃないか、と言われましたがそうではありません。人は生き甲斐があってこそです。生き甲斐とはどういうものかということ、例えば働くということ。「障害者雇用促進法」で今月から民間企業の障害者雇用の法定雇用率が2.7パーセントとかなり上がりました。従業員37.5人以上の企業は雇用しないとイケません。ただし、働かないとイケないではなく、働かないともったいないと私たちは言います。一度きりの人生を、仲間で1つのことを達成した時にみんなでガッツポーズをする、給料日に贅沢する、生きがいを持つこと。得られたお金で、私はプロ野球が好きでたまに行きますが、声を張り上げる、そこでビールを飲むのは良いものです。そういう生きがいレベル、生存レベル両方を循環しながら暮らしが成り立つ。そんなことを達成するために一定の計画をつくりましょうということです。

3点目は、もう一步踏み込んだことも、あえてお伝えしたいと思いました。本日、難病のことが出てきましたが、「難病法」というものがあり、348疾病が難病に指定されていて、特定医療費で治療費が若干安くなります。一方で「障害者総合支援法」ができた時の特徴は、難病を対象にするということでした。私の記憶では376疾病が「障

害者総合支援法」の対象ですが、これには問題があります。「障害者総合支援法」の対象になりますので、それこそ就労移行支援事業所や障害福祉サービスを使って一般企業に行く準備ができるのです。障害特性のことを自分で知ることができる。ところが先ほどご紹介した「障害者雇用促進法」は、障害者手帳を持ってる人でないとカウントされないのです。そのため出口が繋がらない、こういう縦割りの中での課題があります。では何がもう一步踏み込んでいるかという、山梨県や千葉県では別枠で難病者の雇用の施策をやっています。また、名古屋市では福祉医療の対象に難病を加えています。このようなことを各条例や要綱等でやることもできるので、今後安城市が愛知県にならうだけではなく、どういう独自の施策ができるか。二番煎じはあまり意味がありませんし、最初に打って出ることもどこかで考えておくと、誰もが住みやすい町になると思います。

最後に4点目。障害者福祉計画の対象ですが、障害がある人はどれぐらいいらっしゃるか。例えばざっくり身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は私の記憶では800万人弱、精神疾患、現に通院入院している人だけでざっくり600万人強です。当事者という言葉がありますけれど、身近な家族を含めると×5、もう少し広い家族で×10すれば、例えば手帳を持っている方の家族だけでも8千万人弱いるということです。日本の人口は1億2000万人強ですので、そう考えるとほとんどが当事者の立場になるということも言えます。さらに言えることは、今セーフティーネットと公的扶助でよく使われますが、現代社会は綱渡りです。だからいつ自分が障害のある人の立場になるか、家族になるかわからないのです。そんな時、こういう施策等があると安心できるし、こういう施策があるというのは市民からするとより親和性が生まれるのです。この町は良いな、こういう所で家を買いたいな、そういうところがとても大事になるのではないかと思います。

最後にそのことも踏まえて、本日「親なき後」のことで議論が出ました。このことは私もよくご家族と話をするのがあって、今大体言われているのは、今できることを精一杯やってあとは社会にお任せしましょう、ということです。人は、未来がどうなのか不安ばかりでは毎日を楽しむことができません。有名な脳性麻痺の当事者であり医者でもある熊谷晋一郎さんが「依存先を増やす」ということを言っています。依存というのは社会ではマイナス的に捉えられることもありますが、そうではなく、積極的に依存する、依存先が複数あると非常に安心する。こんなことも含めて、ぜひ私たちもいろいろなことを知りながら、自分ごととして考えていく。そういう安城市に、そして今後とも継続していけると素敵かと思いました。

(事務局)

それでは次第4「その他」に移ります。事務局から説明いたします。

4 その他

(事務局)

次回の第5回安城市障害者福祉計画策定委員会は、令和8年9月29日火曜日午後1時半から開催いたします。会場は本日と同様、安城市役所本庁舎3階、第10会議室です。議題等の詳細が決まり次第、メール等でご連絡させていただきます。また、本日の策定委員会の開催通知に、第7回までのスケジュールを記載しておりますので改めてご確認の上ご予約くださいますようお願いいたします。

(事務局)

全体を通してご意見・ご質問等はございますでしょうか。なければこれを持ちまして第4回安城市障害者福祉計画策定委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。